二　高等学校及び中等教育学校における教育の基準（教材に係るものを除く。第四項において同じ。）の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。
三　高等学校及び中等教育学校の後期課程における通信教育に関すること。
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、高等学校等における教育の改革に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員その他の関係者に対し、高等学校等における教育の改革に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。

３　高校教育改革室に、室長並びに高校教育調査官四人及び定時制・通信制高校調査官二人を置く。

４　高校教育調査官は、命を受けて、高等学校等における教育の改革及び高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室並びに定時制・通信制高校調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

５　定時制・通信制高校調査官は、命を受けて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程における教育の改革及び基準（教材に係るものを除く。）の設定に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

６～９　［略］

10　産業教育振興室に、室長並びに産業教育調査官二人及び教科調査官七人を置く。

11～13　［略］

（企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官）

第四十四条　私学部に、企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官それぞれ一人を置く。

２　［略］

３　学校法人調査官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する調査、指導及び助言に関するもの（私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

４　私学経営専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

２～５　［同上］

６　産業教育振興室に、室長並びに産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

７～９　［同上］

（企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官）

第四十四条　私学部に、企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

３　学校法人調査官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する調査、指導及び助言に関するもの（私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

４　私学経営専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。